

大津中学校版 ガイドライン

～大津中学校の新しい生活様式～

大津中 3つの徹底

- 1 マスク着用を徹底します
- 2 手洗い・うがいを徹底します
- 3 十分な換気を図ります

第1章 本校の新型コロナウイルス感染症対策の考え方について

新型コロナウイルス感染症については、本感染症については、いまだ不明な点が多く、有効性が確認された特異的なワクチンは存在しません。国内外の感染状況を見据えると、私たちは、長期間、この新たな感染症とともに社会で生きていかなければなりません。

このため、学校においても、「3つの密」を徹底的に避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入し、感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減しつつ、教育活動を継続し、子供の健やかな学びを保障していくことが必要です。

その際、感染症対策を徹底しつつも、感染リスクはゼロにすることはできないという事実を前提として、感染者が確認された場合には、迅速かつ的確に対処することができるよう、地方自治体内での衛生主管部局との連携や学校医・学校薬剤師等の専門家と連携した学校における保健管理体制を築いていくことが重要です。

1 学校の役割

学校長を責任者とし、校内に保健管理体制を構築します。併せて、学校医、学校薬剤師等との連携を推進します。保健主事・養護教諭・各学級担任などとともに、学校医・学校薬剤師等と連携した保健管理体制を整備します。

「新しい生活様式」を実践するためには、児童生徒等への指導のみならず、朝の検温や共用物品の消毒に加え、給食時間や休み時間、登下校時の生徒の行動の見守りなど、地域のボランティア等の協力を得ながら学校全体として取り組む必要があります。また、感染者が確認された場合の連絡体制をあらかじめ確認し、冷静に対応できるように準備します。

2 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について

(1) 児童生徒等への指導

学校生活における一番の感染リスクは、休み時間や登下校など教職員の目が届かない所での児童生徒等の行動です。学校生活を始めるに当たり、まずは、児童生徒等が本感染症を正しく理解し、感染のリスクを自ら判断し、これを避ける行動をとることができるよう、「新型コロナウイルス感染症の予防」資料等を活用して感染症対策に関する指導を行うことが必要です。

また、児童生徒等には、感染症対策用の持ち物として、一般的には次のものが必要となります。

【各自に必要な持ち物】清潔なハンカチ・ティッシュ マスク マスクを置くビニールや布

(2) 基本的な感染症対策の実施

感染症対策の 3つのポイント（①感染源を絶つこと ②感染経路を絶つこと ③抵抗力を高めること）を踏まえ、取組を行います。

① 感染源を絶つこと

ア 発熱等の風邪の症状がある場合等には登校しないことの徹底

発熱等の風邪の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養することを徹底します。

この場合、児童生徒の指導要録上は、「出席停止・忌引等の日数」として記録してください。

イ 登校時の健康状態の把握

登校時、児童生徒等の検温結果及び健康状態を把握します。登校時の健康状態の把握には、「健康観察表」を活用します。

ウ 登校時に発熱等の風邪の症状が見られた場合

発熱等の風邪の症状がみられる場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導します。保護者の来校まで学校にとどまることが必要となるケースもありますが、その場合には、他の者との接触を可能な限り避けられるよう、別室で待機させるなどの配慮をします。

なお、保健室については外傷や心身の不調など様々な要因で児童生徒が集まる場所であるため、発熱等の風邪症状のある児童生徒が他の児童生徒と接することのないようにします。

② 感染経路を絶つこと

新型コロナウイルス感染症は、一般的には飛沫感染、接触感染で感染します。閉鎖空間で、近距離で多くの人と会話するなどの環境では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。

感染経路を絶つためには、ア手洗い、イ咳エチケット、ウ消毒が大切です。

ア 手洗い

接触感染の仕組みについて児童生徒に理解させ、手指で目、鼻、口をできるだけ触らないよう指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底します。様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入る時やトイレの後、給食（昼食）の前後など、こまめに手を洗うことが重要です。手洗いは30秒程度かけて、水と石けんで丁寧に洗います。また、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ちとして、共用はしないように指導します。

手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものですので、基本的には流水と石鹸での手洗いを指導します。



イ 咳エチケット

咳エチケットとは、感染症を他者に感染させないために、咳・くしゃみをする際、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖、肘の内側などを使って、口や鼻をおさえることです。



ウ 消毒

教室やトイレなど児童生徒等が利用する場所のうち、特に多くの児童生徒等が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日3回以上消毒液（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清拭します。

③ 抵抗力を高めること

免疫力を高めるため、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導します。

(3) 集団感染のリスクへの対応

新型コロナウイルス感染症では、3つの密（密閉、密集、密接）が重なる場で、集団感染のリスクが高まるとされています。この3つの条件が同時に重なる場を避けることはもちろんですが、3つの密が重ならない場合でも、リスクを低減するため、できる限り「ゼロ密」を目指すことが望ましいとされます。

① 「密閉」の回避（換気の徹底）

換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行うようにします。授業中は必ずしも窓を広く開ける必要はありませんが、気候、天候や教室の配置などにより異なることから、必要に応じて換気方法について学校薬剤師と相談します。

ア 窓のない部屋

常時入り口を開けておいたり、換気扇を用いたりするなどして十分に換気に努めます。また、使用時は、人の密度が高くないように配慮します。

イ 体育館のような広く天井の高い部屋

換気は感染防止の観点から重要であり、広く天井の高い部屋であっても換気に努めるようにします。

ウ エアコンを使用している部屋

エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気は必要です。

② 「密集」の回避（身体的距離の確保）

「新しい生活様式」では、人との間隔は、できるだけ2メートル（最低1メートル）空けることを推奨しています。感染が一旦収束した地域にあっても、学校は「3つの密」となりやすい場所であることには変わりなく、可能な限り身体的距離を確保することが重要です。

③ 「密接」の場面への対応（マスクの着用）

ア マスクの着用について

学校教育活動においては、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じうることから、飛沫を飛ばさないよう、児童生徒等及び教職員は、基本的には常時マスクを着用する。

ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外す。その際は、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つなどの配慮を行う。また、体育の授業では、マスク着用の必要はない。

イ マスクの取扱いについて

マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外し、手指にウイルス等が付着しないよう、なるべくマスクの表面には触れず、内側を折りたたんで清潔なビニールや布等に置くなどして清潔に保ちます。

マスクを廃棄する際も、マスクの表面には触れずにビニール袋等に入れて、袋の口を縛って密閉してから廃棄します。

ウ 布製マスクの衛生管理について（布製マスクの洗い方）

布製マスクは1日1回の洗濯により、おおむね1か月の利用が可能です。

3 重症化のリスクの高い児童生徒等への対応等について

(1) 医療的ケアを必要とする生徒等や基礎疾患等がある生徒

医療的ケア児が在籍する学校においては、学校での受入れ体制も含め、学校医にも相談します。また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をします。

これらにより、登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができます。指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行います。

(2) 出席停止等の扱いについて

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条に基づく出席停止の措置を取る。

なお、後者の場合において、出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

また、児童生徒等に発熱等の風邪の症状がみられるときは、自宅で休養するよう指導すること。この場合の出欠の扱いについては、「学校保健安全法第19条による出席停止」又は「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。

これらの場合、指導要録上も「欠席日数」とはせずに、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。

また、当該児童生徒が授業を十分に受けることができないことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、「2. 学習指導に関すること」に記載の必要な措置を講じること等にも配慮する。

(3) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

- ① 保護者から欠席させたい事情をよく聴取する。
- ② 学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針についてご理解を得るよう努める。
- ③ その上で、新型コロナウイルス感染症については現時点で未だ解明されていない点も多いなどの特性に鑑み、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしない。

4 教職員の感染症対策

教職員においては、児童生徒等と同様、感染症対策に取り組むほか、飛沫を飛ばさないよう、マスクを着用する。また、毎朝の検温や風邪症状の確認などの健康管理に取り組むとともに、風邪症状が見られる場合は、自宅で休養する。

職員室等における勤務については、可能な限り他者との間隔を確保（おおむね1～2メートル）し、会話の際は、できるだけ真正面を避けるようにします。職員室内で十分なスペースを確保できない場合は、空き教室を活用して職員が学校内で分散勤務をすることも考える。

第2章 具体的な活動場面ごとの感染症予防対策について

1 家庭

- 体温測定と健康チェック
- 体温が37.5℃以上の人・体調不良の人・登校を控える。
- 登校を控える場合は、必ず学校へ連絡する。

2 登下校

登下校時には、教員の目が届きづらいことに加えて、特にスクールバスへの乗車中は、状況によっては「3つの密」が生じうることを踏まえ、以下の点に留意する。

【徒歩通学】

- 一緒に登校する人との距離をとる。
- マスクを着用する。

【自転車通学】

- 自転車間の距離をとる。
- 自転車小屋からスムーズに移動し、密の状態を作らない。

【スクールバス利用の留意点】

- スクールバスを利用する場合には、マスクを着用する。
- 降車後は速やかに手を洗う、顔をできるだけ触らない、触った場合は顔を洗う。
- 定期的に窓を開け換気を行う。
- 乗車前に、家庭において検温し、発熱が認められる者は乗車を見合わせる。
- 利用者の座席を離し、それが難しい場合は、会話を控える。

3 入室・朝自習・朝学活

【入室・準備】

- 検温を行っていない（忘れた）生徒は、昇降口で検温をし、教室へ入る。
- 教室委の窓は、全開にし、扇風機を外に向けて、付ける。
- 机は、隣と離す。
- 他者と接触しないように談笑して過ごす。
- 廊下で、5名以上集まらない。
- 提出物は、後ろの棚の上に置く。
- 教師への提出物は、教卓上に置く。
- 登校後、生徒の机の消毒。担任が消毒液をスプレーし、生徒がふき取る

【朝自習】

- 隣と席を話す。
- 静かに読書を行う。

【朝学活】

- 前向きで、班は作らない。

○人権五か条の唱和はせず、人権委員が読み上げるものを聞く。

【健康観察】

○健康観察カードに記入する。

○登校時の様子も含め、丁寧に行う。気になる場合は、早めに保健室へ（微熱、腹痛、下痢、吐気、咳が続く、だるさ）

○記入漏れがないか担任が確認する。

4 学習指導に関すること

(1) 一斉臨時休業に伴う学習の遅れについて

今般の一斉臨時休業に伴い、児童生徒が授業を十分に受けることができなかったことによって、学習に著しい遅れが生じることのないよう、可能な限り、令和2年度の教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習を実施すること、家庭学習を適切に課すこと等の必要な措置を講じるなど配慮する。

特に、令和元年度の学習内容について一斉臨時休業により未指導となった事項があるなどの場合には、必要な措置を講じるなど十分に配慮する。

① 感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動

各教科における「感染症対策を講じてもお感染のリスクが高い学習活動」として、以下のような活動が考えられる（「★」はこの中でも特にリスクの高いもの）。

★各教科等：「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」

★各教科等：「近距離で一斉に大きな声で話す活動」

○理科：「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」

★音楽：「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」

○美術：「生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」

★家庭：「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」

★保健体育：「児童生徒が密集する運動」

★保健体育：「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

② 各教科等での留意点

○生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、また回数や時間を絞るなどして実施する。

○（★）を付した活動については特にリスクが高いことから、実施について慎重に検討します。

○理科の実験や観察場面では、器具や用具を共用で使用する際は、使用前後に消毒や手洗いを行わせる。また、近距離で実験や観察する場面を最小限にする。

- できるだけ個人の教材教具を使用し、児童生徒同士の貸し借りはしない。
- 器具や用具を共用で使用する場合は、使用前後の適切な消毒や手洗いを行わせる。
- 体育の授業に関し、医療的ケア児及び基礎疾患児の場合や、保護者から感染の不安により授業への参加を控えたい旨の相談があった場合等は、授業への参加を強制せず、児童生徒や保護者の意向を尊重する
- 体育の授業で体育館など屋内を使用する場合は、特に呼気が激しくなるような運動は避ける。また、熱中症に気を付けて活動する。
- 体育の授業におけるマスクの着用しないが、体育の授業における感染リスクを避けるためには、生徒の間隔を十分確保する。
- 水泳の更衣は、男子は各教室、女子はプール更衣室で行い、短時間で更衣するように促す。
- バディを活用する際も挙手やアイコンタクトによる確認を行い、生徒同士が接触しないようにする。
- シャワーや目洗い用の器具については、事前・事後に消毒を行う。
- 更衣終了後に、手洗い、うがいをさせる。
- ③ 教室環境について
 - 隣との机の間隔をできるだけ開けて座る。
 - 窓を開け、扇風機を外向けに回し、換気を行う。
 - 【エアコンを入れる場合】
 - 教室の4隅は10cm程度ドアを開け換気を行う。
 - 休み時間は窓を開け、換気を行う。

5 給食

学校給食は、児童生徒の健やかな育ちを支える重要な機能である一方、感染のリスクが高い活動でもあります。学校給食施設や、栄養教諭、調理員等の人的資源を最大限活用することなどにより、いかに児童生徒の適切な栄養摂取や食生活を支援できるかということについて、感染リスクにも配慮しつつ積極的に検討することが望まれる。

学校給食を実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うよう改めて徹底する。

学校給食は、以下の点に留意しながら取り組む

【給食当番について】

- 給食の配食を行う児童生徒及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐等の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代える。

【教室の生徒について】

- 生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底する。

【会食について】

- 会食にあたっては、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにしない。
- 会食中は、会話を控える。
- 「いただきます」の挨拶の後にマスクを外す。
- 生徒同士でつぎ分けた食べ物のやりとりをしない。
- 食べてしまったら、マスクを着用する。

【給食片づけについて】

- 会食が済んだ生徒から片づけを行い、密集を避ける。

【歯磨きについて】

- 片づけ後に歯磨きを行う。
- 歯磨きは教室で行い、すすぎを手洗い場で行う。
- 手洗い場にとどまらず、間隔をあけて行う。

6 休み時間

休み時間中の児童生徒の行動には、教員の目が必ずしも届かないことから、児童生徒本人に感染症対策の考え方を十分理解させるとともに、地域の感染状況及び学校の状況に応じて、休み時間中の行動についての必要なルールを設定する。

7 昼休み時間

- 昼休みは、図書室や体育館、運動場などを開放し、生徒が分散してすごせるようにする。
- 生徒が接触したり、短い距離で談笑したりして飛沫感染する状態を作らない。
- 外遊びの呼びかけを担当、体育委員会を中心に行う。
- 体育館の使用を許可し、月曜日：1年生 火曜日：2年生 水曜日：3年生 木・金曜日：(各月1週目1年生、2週目2年生、3週目3年生)
- 体育館の使用については、利用人数を目視で確認し、密集の場合は、人数を制限する。

8 図書館

学校図書館は、児童生徒の読書の拠点として、また学習・情報の拠点として、学校教育における重要な機能を果たしています。図書館利用前後には手洗いをするというルールを徹底し、また児童生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫して図書館内での密集を生じさせない配慮をした上で、貸出機能は維持するよう取り組む。

学校図書館は以下の点に留意しながら取り組む。

- 昼休みの図書館利用を学年ごとにする。
- 入館時はマスクを着用する。
- 入退室時は手指の消毒を行う。
- ほかの人とできるだけ離れて過ごすように、椅子を減らす。
- ソファや畳を利用しない。

- 貸出カードや返却スタンプを利用しない貸出返却方法を実施する。
- 図書室前に返却用のブックトラックを設置する。
- 返却された本や館内をアルコール消毒する。

② 授業間の休み時間

- トイレは、混雑しないように使用後の移動を速やかにする。
- 生徒が私語を慎むように指導する。

9 清掃活動

清掃活動は、学校内の環境衛生を保つ上で重要である一方で、共同作業を行うことが多く、また共用の用具等を用いるため、換気のよい状況で、マスクをした上で行うようにします。掃除が終わった後は、必ず石けんを使用して手洗いを行うようにします。

清掃活動は、以下の点に留意ながら取り組む。

- 無言で、離れて清掃を行う。
- 必ず手洗いを行う。
- 掃除から戻った後に、各自で机を消毒する。

10 放課後

- 速やかに下校させる。
- 生徒下校後5分間は換気を行う。

11 部活動

- なるべく個人での活動とし、少人数で実施する場合は十分な距離を空けて活動する。
- 密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動、向かい合って発声したりする活動は行わないようにします。
- 運動不足の生徒もいると考えられるため、生徒の怪我防止には十分に留意する。
- 生徒に発熱等の風邪の症状が見られる時は、部活動への参加を見合わせ、自宅で休養するよう指導する。(活動前・後の健康観察の徹底)
- 生徒の健康・安全の確保のため、教師が活動状況を確認する。
- 活動時間や休養日については、本校の部活動規定を遵守するとともに、実施内容等に十分留意する。
- 活動場所については、可能な限り屋外で実施することが望ましい。ただし気温が高い日などは、熱中症に注意する。
- 体育館など屋内で実施する必要がある場合は、こまめな換気や消毒液の使用(消毒液の設置、生徒が手を触れる箇所の消毒)を徹底する。
- 屋内では長時間の利用を避け、十分な身体的距離を確保し、少人数による利用とする。
- 屋内において多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や大声を出すような活動等は絶対に避ける。

- 用具等については、生徒間で不必要に使い回しをしない。使用後に手洗いを徹底する。
- 部室等の利用については、短時間の利用とし一斉に利用することは避ける。
- 運動部活動でのマスクの着用については、体育の授業における取扱いに準じる。
- 水筒・コップなどの共有を避ける。
- 6月1日～6月14日は活動時間を2時間以内とする。

12 健康診断

健康診断の実施は、法令に定められているものであり、児童生徒等の健康状態を把握するためには年間のいずれかの時期で実施する必要があります

3つの条件（密閉、密集、密接）が同時に重ならないよう、日程を分けて実施するなど工夫の他、以下のようなことを考慮する。

- 児童生徒等及び教職員全員が、事前の手洗いや咳エチケット等を徹底する。
- 部屋の適切な換気に努める。
- 密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにし、整列させる際には1～2mの間隔をあける。
- 会話や発声を控えるよう児童生徒等に徹底する。
- 検査に必要な器具等を適切に消毒する。
- 健康診断の実施の判断や実施の方法等については、学校医、学校歯科医、関係機関等と十分連携し、共通理解を図っておく。

13 全校集会・学年集会等について

全校集会・学年集会等については、以下の点に留意する。

- 全校集会は行う場合は、放送を使用する。
- 学年集会等を行う場合は、生徒同士の距離をとる。また、短い時間で行う。

14 学校行事について

学校行事について、それぞれの学習活動の特徴に応じて、感染拡大防止の措置や開催方式の工夫等の措置を講じたり、延期したりする等の対応を行う。特に、修学旅行については、その教育的意義や児童生徒の心情等にも配慮し、検討・実施する。

15 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童生徒等の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組む。

- 学校再開後に、生徒にアンケートを取り、心身の状態を把握する。
- 気になる生徒は、教師が教育相談を行う。

16 感染者，濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者，濃厚接触者とその家族，この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は，断じて許されないものであり，新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に，発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ，このような偏見や差別が生じないように，以下の点に留意する。

【新型コロナウイルス感染症に対する正しい理解】

- 保健だよりや教師の説話により正しい知識を教える。
- 学活などの中で、ニュースの話題等を紹介する。

【新型コロナウイルス感染症に伴う偏見や差別を生まないための啓発】

- 生徒の日常の言動に気を付け、生徒の様子を把握する。
- 情報は、学校・学年で共有し、適宜指導する。

感染者，濃厚接触者とその家族，この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は，断じて許されません。誰もが感染者，濃厚接触者になりうる状況であることを受け止めてください。

感染症対策に取り組む医療従事者が，差別等されることのないよう，市民等は高い意識を持つことが求められます。

17 家庭環境の変化について

【家庭環境の変化の把握】

- 学校再開後に、生徒にアンケートを取り、心身の状態・生徒の生活環境の把握に努める。

【家庭との相談】

- 保護者からの相談等を随時受け、内容を考慮して組織的に対応する。

第3章 感染が広がった場合における対応について

1 学校において感染者等が発生した場合の対応について

(1) 児童生徒等や教職員の感染者が発生した場合

① 学校等への連絡

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、医療機関から本人（や保護者）に診断結果が伝えられるとともに、医療機関から保健所にも届出がなされます。学校には、通常、本人（や保護者）から、感染が判明した旨の連絡がされることになります。

感染者本人への行動履歴等のヒアリングは、保健所が行うことになります。また、保健所が学校において、感染者の行動履歴把握や濃厚接触者の特定等のための調査を行う場合には、学校や教育委員会も協力を得る。

② 感染者や濃厚接触者等の出席停止

児童生徒等の感染が判明した場合又は児童生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒等に対し、学校保健安全法に基づく出席停止の措置を取ります。

なお、濃厚接触者に対して出席停止の措置をとる場合の出席停止の期間の基準は、感染者と最後に濃厚接触をした日から起算して2週間とする。

感染者や濃厚接触者が教職員である場合には、病気休暇等の取得、在宅勤務や職務専念義務の免除等により出勤させない扱いとします。

③ 校舎内の消毒

児童生徒等や教職員の感染が判明した場合には、保健所と連携し、当該感染者が活動した範囲の物品を消毒します。

(2) 学校内で体調不良者が発生した場合の対応

学校内で、発熱等の風邪症状が発生した場合には、当該児童生徒等を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。（この場合、指導要録上は、「欠席日数」とせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録する。）